

令和2年5月23日

帝塚山学院

各設置学校園 保護者 各位

緊急事態宣言解除に伴う学校再開について

学校法人帝塚山学院

理事長 野村 正朗

皆様におかれましては、平素より帝塚山学院の教育、学校運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に伴う大阪府からの要請により、本法人各設置学校（幼稚園～高等学校）では令和2年5月31日（日）まで臨時休校としておりますが、令和2年5月21日（木）に緊急事態宣言解除となりましたので、大阪府から提示された学校再開の対応方針をふまえ、本法人各設置学校での対応を下記のとおりといたします。

記

1. 令和2年5月31日までの臨時休業の継続
令和2年5月31日（日）まで引き続き臨時休校とします。
2. 登校開始（スタートアップ）について【令和2年6月1日～13日】
 - (1) 登校を再開することとします。
ただし、1学級20人程度の人数での分散・短縮時間での授業とします。
 - (2) 感染予防徹底のため、下記の対応といたします。
 - ① 原則として、自教室での授業のみとし、できるだけ往来を避けるために特別教室の使用を少なくします。
 - ② 飛沫感染・接触感染予防のため、体育や音楽の実技授業、共有器具を使う授業は行いません。
 - ③ 住吉キャンパスにおいては、共用部分（体育館・運動場）は使用いたしません。ただし、運動場は朝礼のみに使用する場合があります。
 - ④ 学校行事、部活動は実施いたしません。
 - ⑤ 保護者の集会（学級PTA等）は実施いたしません。ただし、個別指導のための保護者面談につきましては、感染予防対策をした上で行う場合がございます。
3. 通常授業の開始について【令和2年6月15日～】
令和2年6月15日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。
4. 登校開始後（6月1日以降）、児童生徒または教職員に感染者が確認された場合の対応
保健所等の指導・助言をふまえ、対応を決定いたします。
5. 各設置学校の詳細な予定のご案内について
各設置学校からの予定等の詳細につきましては、各設置学校より別途ご案内いたします。

新規感染者が減少傾向にございますが、第2、第3の感染の波が発生する可能性があります。

本法人といたしましては、学内の消毒の徹底等感染予防対策に努めますとともに、在籍生の学力の確保におきましても努めてまいりますので、引き続きご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上